

公立大学法人下関市立大学使用料及び手数料徴収規程の一部を改正する規程（抄）

公立大学法人下関市立大学使用料及び手数料徴収規程（平成19年規程第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に波線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第2条関係） A講義棟・B講義棟、厚生会館				別表第3（第2条関係） A講義棟・B講義棟、 <u>D棟</u> 、厚生会館			
1時間当たり				1時間当たり			
教室番号	収容人員等	施設使用料	冷暖房設備使用料	教室番号	収容人員等	施設使用料	冷暖房設備使用料
A-101	300人	<u>610円</u>	<u>610円</u>	A-101	300人	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
A-103	96人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-103	96人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-104	96人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-104	96人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-105	24人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-105	24人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-106	45人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-106	45人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-107	72人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-107	72人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-108	72人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-108	72人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-201	200人	<u>610円</u>	<u>610円</u>	A-201	200人	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
A-202	150人	<u>610円</u>	<u>610円</u>	A-202	150人	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
A-203	45人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-203	45人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-204	72人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-204	72人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-205	72人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	A-205	72人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
A-301	400人	<u>1,010円</u>	<u>1,010円</u>	A-301	400人	<u>1,870円</u>	<u>1,870円</u>
B-101	200人	<u>610円</u>	<u>610円</u>	B-101	200人	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
B-102	24人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-102	24人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-103	24人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-103	24人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-104	24人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-104	24人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-105	18人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-105	18人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-106	18人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-106	18人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-107	18人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-107	18人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-108	18人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-108	18人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
B-201	24人	<u>200円</u>	<u>200円</u>	B-201	24人	<u>330円</u>	<u>330円</u>

B-202	27人	200円	200円
B-203	200人	610円	610円
B-204	24人	200円	200円
B-205	24人	200円	200円
B-206	24人	200円	200円
B-207	18人	200円	200円
B-208	18人	200円	200円
B-301	24人	200円	200円
B-302	24人	200円	200円
B-303	500人	1,010円	1,010円
B-304	30人	200円	200円
B-305	36人	200円	200円
B-306	36人	200円	200円
厚生会館1階食堂	312㎡	610円	610円
厚生会館2階談話室	175㎡	200円	200円
厚生会館3階多目的ホール	732㎡	1,010円	1,010円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

B-202	27人	330円	330円
B-203	200人	1,100円	1,100円
B-204	24人	330円	330円
B-205	24人	330円	330円
B-206	24人	330円	330円
B-207	18人	330円	330円
B-208	18人	330円	330円
B-301	24人	330円	330円
B-302	24人	330円	330円
B-303	500人	1,870円	1,870円
B-304	30人	330円	330円
B-305	36人	330円	330円
B-306	36人	330円	330円
D-101	100人	1,650円	1,100円
D-102	30人	550円	330円
D-103	30人	550円	330円
D-104	30人	550円	330円
厚生会館1階食堂	312㎡	1,100円	1,100円
厚生会館2階談話室	175㎡	330円	330円
厚生会館3階多目的ホール	732㎡	1,870円	1,870円

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第4（第2条関係）

体育施設

1時間当たり

施設名		施設使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
グラウンド	全面	1,630円	500円 (夜間照明使用時)	
	1/2面	810円	500円	

別表第4（第2条関係）

体育施設

1時間当たり

施設名		施設使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
グラウンド	全面	1,760円	550円 (夜間照明使用時)	
	1/2面	880円	550円	

			(夜間照明 使用時)	
体育館	メインアリーナ 全面	<u>3,050円</u>		
	2/3面	<u>2,030円</u>		
	1/3面	<u>1,010円</u>		
	サブアリーナ	<u>1,010円</u>		<u>500円</u>
	武道場	<u>350円</u>		
人工芝 テニス コート	1面	<u>500円</u>		

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第5 (第2条関係)

本館

1時間当たり

教室番号	収容人員	施設使用料	冷暖房設備使用料
I-201	45人	<u>200円</u>	<u>200円</u>
I-202	45人	<u>200円</u>	<u>200円</u>
I-205	45人	<u>200円</u>	<u>200円</u>
I-206	144人	<u>610円</u>	<u>610円</u>
I-207	56人	<u>200円</u>	<u>200円</u>
2階小会議室	12人	<u>200円</u>	<u>200円</u>
5階中会議室	24人	<u>200円</u>	<u>200円</u>
5階大会議室	62人	<u>200円</u>	<u>200円</u>

			(夜間照明 使用時)	
体育館	メインアリーナ 全面	<u>3,300円</u>		
	2/3面	<u>2,200円</u>		
	1/3面	<u>1,100円</u>		
	サブアリーナ	<u>1,100円</u>		<u>550円</u>
	武道場	<u>440円</u>		
人工芝 テニス コート	1面	<u>550円</u>		

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第5 (第2条関係)

本館

1時間当たり

教室番号	収容人員	施設使用料	冷暖房設備使用料
I-201	45人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
I-202	45人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
I-205	45人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
I-206	144人	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
I-207	56人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
5階中会議室	24人	<u>330円</u>	<u>330円</u>
5階大会議室	62人	<u>330円</u>	<u>330円</u>

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第6（第2条関係）

附属設備等

名 称	単 位	金 額
体育館放送設備	一日につき	<u>2,030円</u>
厚生会館放送設備	一日につき	<u>1,010円</u>
移動式放送器具	1台一日につき	<u>200円</u>
電光掲示板 (デジタルタイマー)	1台一日につき	<u>610円</u>
フロアシート	1枚一日につき	<u>500円</u>

別表第6（第2条関係）

附属設備等

名 称	単 位	金 額
体育館放送設備	一日につき	<u>2,200円</u>
厚生会館放送設備	一日につき	<u>1,100円</u>
移動式放送器具	1台一日につき	<u>220円</u>
電光掲示板 (デジタルタイマー)	1台一日につき	<u>660円</u>
フロアシート	1枚一日につき	<u>550円</u>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。